

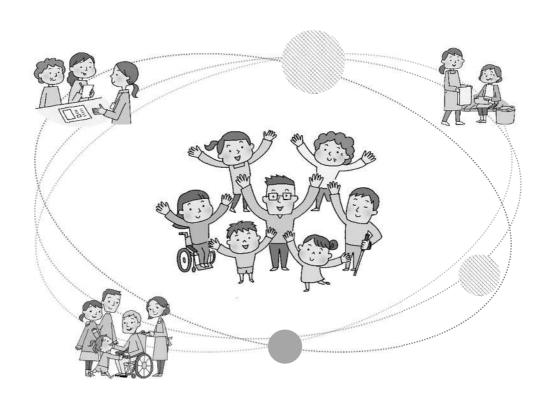




「認めあい、支えあい、助け合える ずっと住みたい笑顔のまちづくり」

地域をつくり、コミュニティを築いていくためには「人」が何より重要です。その地域で暮らす誰もが地域の一員として自分らしく暮らしていくためには、支えあいや人のつながりが不可欠となります。地域で暮らす高齢者、障がいのある人、子ども、外国人等がお互いに認め合い、人権を尊重し、ともに生きるまちづくりを進めていくことが必要です。

地域福祉をより進めていくためには、地域で暮らすみんなが担い手となり、ともに地域を 育んでいくことが重要であり、誰もが住み慣れた地域の中でいつまでも笑顔で暮らし続ける ことのできるまちづくりを推進するため、支えあいの基盤となる地域づくりや課題を抱える 人への支援の充実に向けた取り組みを進めていきます。



地域福祉推進のために本計画で取り組むべき SDGs(持続可能な開発目標)の視点

本市では、SDGsの理念を市民みんなで共有し、持続可能な環境・経済・社会 を創造するための先駆的な取り組みを進めることとしています。

本計画においても<mark>関連が大きい 10 個の目標(下図の網掛け部)</mark>について地域福祉を推進する視点として取り入れ、取り組みを進めます。

1 共 歴を なくそう	目標1〈貧困〉	2 ### ent	目標2〈飢餓〉
ĬŶĸŶŶŧĬ	あらゆる場所あらゆる形態の貧 困を終わらせる		飢餓を終わらせ、食料安全保障 及び栄養の改善を実現し、持続
			可能な農業を促進する
3 すべての人に 受廉と極後を	目標3 〈保健〉	4 恐の高い教育を みんなに	目標4 〈教育〉
<i>-</i> ₩ >	あらゆる年齢のすべての人々の 健康的な生活を確保し、福祉を 促進する		すべての人に包摂的かつ公正な 質の高い教育を確保し、生涯学 習の機会を促進する
5 ジェンダー平等を 表現しよう	目標5〈ジェンダー〉	6 安全な水とトイレ を世界中に	目標6 〈水・衛生〉
©	ジェンダー平等を達成し、すべ ての女性及び女児のエンパワー メントを行う	Ţ	すべての人々の水と衛生の利用 可能性と持続可能な管理を確保 する
	目標7〈エネルギー〉		目標8 〈経済成長と雇用〉
7 ***** - *****************************	すべての人々の、安価かつ信頼 できる持続可能な近代的なエネ ルギーへのアクセスを確保する	8 manus	包摂的かつ持続可能な経済成長 及びすべての人々の完全かつ生 産的な雇用と働きがいのある人 間らしい雇用(ディーセント・ ワーク)を促進する
A ## - 46575.0	目標9 〈インフラ、産業化、イノベーション〉	40 MOSTER	目標 10 〈不平等〉
9 新文化研究系统 基本中代系统	強靭(レジリエント)なインフ ラ構築、包摂的かつ持続可能な 産業化の促進及びイノベーショ ンの推進を図る	10 APRIORES	国内及び各国家間の不平等を是 正する
11 在外部的市市 成为人们会	目標 11 〈持続可能な都市〉 包摂的で安全かつ強靭(レジリ エント)で持続可能な都市及び 人間居住を実現する	12 348# GO	目標 12 〈持続可能な消費と生産〉 持続可能な消費生産形態を確保 する
13 条核空転に 現外的な対策を	目標 13〈気候変動〉	14 montore 455	目標 14 〈海洋資源〉
日本語のなり教を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	**************************************	持続可能な開発のために、海洋・ 海洋資源を保全し、持続可能な 形で利用する
	目標 15〈陸上資源〉		目標 16〈平和〉
15 ####################################	陸域生態系の保護、回復、持続 可能な利用の推進、持続可能な 森林の経営、砂漠化への対処な らびに土地の劣化の阻止・回復 及び生物多様性の損失を阻止す る	16 TREPET TOTAL	持続可能な開発のための平和で 包摂的な社会を促進し、すべて の人々に司法へのアクセスを提 供し、あらゆるレベルにおいて 効果的で説明責任のある包摂的 な制度を構築する
■■ バートナーシップで	目標 17〈実施手段〉		
17 /->->-yzft Heedadu.s>	持続可能な開発のための実施手 段を強化し、グローバル・パー トナーシップを活性化する		

2 計画の基本目標

市民や活動団体、福祉事業者、社会福祉協議会、行政等が連携し、それぞれの役割を果たしながら重層的に支援する仕組みづくりを目指します。

基本目標1 誰もが安心して暮らしていける身近なコミュニティづくり

誰もが必要な支援を受けられるよう支援体制の充実を 図るほか、災害時の支えあいを進めるための日常からの 見守り等、日常生活を送る身近な地域の中で安心して暮 らし続けるためのコミュニティづくりを進めます。



基本目標2 つながりによる福祉の基盤づくり

市民の福祉活動への参加が進むよう、福祉教育の機会を提供するほか、ボランティアや活動団体への支援を進め、地域で活発に地域福祉課題の解決に向けた取り組みが実施されるように努めるとともに、団体等の活動や取り組みに関する情報を周知し、つながりのある福祉の基盤づくりを進めます。



基本目標3 地域課題を解決する支援体制づくり

市民同士・地域での支えあい・助け合いでは解決できない複雑な課題や、既存の制度では支援につながりにくい課題を抱える人に対し、各関係機関が連携し、包括的・重層的に支援する体制づくりを進めます。



◆基本目標の関係図

誰もが安心して暮らしていける 身近なコミュニティづくり 生きがい・やりがい・活躍の場 つながりによる福祉の基盤づくり 支えあい 交流の場 助け合い 興味はあるが活動に結びついていない人たち ボランティア 地域行事 地域活動 活動 への参加 さまざまな働きかけ 社会福祉協議会 社会参加支援•居場所 市民・団体等への きかけや支援 子育て 日常的な 認知症 介護 地域福祉の活動者・団体 見守り・声かけ ボランティア 生活困窮 障がい 自治会 NPO 民生委員 活動団体 困難を抱えている人・家庭 児童委員 ●専門機関への 孤立 ひきこもり つなぎ 課題把握 アウトリーチ 課題解決に向けた支援 による支援 活動継続への支援 (各種助成、機会・場・情報 関係機関 の提供、育成支援等) 社会福祉協議会 医療・教育・雇用等 包括的支援体制 生活相談 各課窓口 行 政 支援センター 福祉なんでも相談窓口 障がい者相談 地域包括 支援事業所 支援センター 子育て相談窓口 地域課題を解決する支援体制づくり

3 プログラムの体系

具体的に推進するプログラムを記載しています。

〈基本目標1〉

誰もが安心して暮らしていける 身近なコミュニティづくり



- (1)安心して暮らし続け られる環境づくり
- ①見守り活動の活性化
- ②地域での居場所づくり
- ③生きがいと社会参加の促進
- (2)日常生活を支える 支援の充実
- ①生活支援サービスの充実
- ②生活困窮者への支援
- ③牛活環境の整備
- (3)災害時の支えあい の仕組みづくり
- ①防災・減災意識の向上
- ②災害時における要支援者の避難支援体制の整備

〈基本目標2〉

つながりによる福祉の基盤づくり



- (1)市民参加による 地域福祉の推進
- ①見守り・支えあい体制の充実
- ②地域のサロン活動等による地域交流の促進
- ③社会福祉協議会による地域福祉の基盤強化
- ④民生委員児童委員活動への支援
- (2)ボランティア・ 市民活動の推進
- ①地域福祉活動を行う活動団体への支援
- ②ボランティア活動の情報発信
- ③市民協働の促進
- (3)新たな担い手の 育成
- ①生涯を通じて行う福祉教育の推進
- ②人権意識の醸成と地域福祉の理解促進
- ③人材育成のための活動の充実
- ④活躍できる場の拡大

〈基本目標3〉

地域課題を解決する支援体制づくり



- (1)包括的·重層的 支援体制の構築
- ①各福祉団体や地域の住民組織との連携
- ②関係機関の連携強化と情報共有
- ③複雑で複合化した課題に対する支援体制の整備
- ④庁内連携体制の強化
- (2)相談窓口機能の 充実
- ①各分野の相談窓口の充実
- ②身近で分野にとらわれない相談窓口の強化
- (3)権利擁護体制の 充実
- ①成年後見制度の利用促進
- ②金銭管理に関するサービスの啓発
- ③虐待防止の取り組み



基本目標1

誰もが安心して暮らしていける身近なコミュニティづくり

(1)安心して暮らし続けられる環境づくり



地域住民同士のつながりの輪をつくり、社会参加をしながら、自分らしく 生きがいを持って暮らし続けられる環境

方向性

民生委員・児童委員や地域で活動する事業所、活動団体の 見守り活動により、顔のみえる関係づくりを進め、地域の見 守りネットワークの充実を図ります。

また、市民一人ひとりが自分らしく地域で暮らしていけるよう、生きがいとなるような居場所づくりや地域活動への参加がしやすい環境整備への取り組みを進めます。



施策展開

①見守り活動の活性化

身近な相談役である民生委員・児童委員、地域で活動する事業所や活動団体が連携し、 地域の身近な課題を見過ごすことのないよう見守り活動の充実を図り、必要な支援につ なげていきます。

②地域での居場所づくり

地域での孤立防止に向けて、まずは地域住民が地域の活動へ参加しやすい環境をつくり、誰もがその地域で暮らし続けられるよう、地域の身近な公共施設等も活用し、居場所づくりを進めていきます。また、地域の居場所として、ふれあいサロン等の活動を展開してより多くの市民に参加を働きかけていきます。

③生きがいと社会参加の促進

就労や地域活動等の参加を通じて、誰もが社会と関わりと持ちながらやりがいや生きがいを持ち暮らすことができるよう、学習の機会や就労支援等の社会参加の支援を促進します。

事業名	内容	担当	施策 展開
命のカプセル事業	命のカプセルは、万が一の場合に備えて救急時(119番出動)に必要な情報を専用のカプセルに入れて家庭の冷蔵庫に保管するもので、救急隊員がその情報を確認することで適切で素早い救急活動を行うことができます。70歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に配布します。 「5年間の方向性」継続	高齢福祉課	1
認知症高齢者 等の事前登録 制度	認知症などにより行方不明になった場合に備えて、 事前に氏名等を登録することで、登録した情報を迅速に関係機関へ提供し早期発見に役立てます。 5年間の方向性 継続	健康増進課	1)
福祉電話の設置	重度身体障がい者及びひとり暮らし高齢者等を対象 に緊急時の連絡手段や安否確認のため、電話を持っ ていない人に電話機を貸与します。 5年間の方向性 継続	高齢福祉課	1
社会的孤立防止対策事業	市民からの相談に応じる相談支援員を配置し、社会 福祉協議会と連携して相談支援体制の確立を図りま す。また、民生委員・自治会・各活動団体等における 見守り活動を推進します。 5年間の方向性 継続	地域福祉課	①
要支援者発見通報事業	日常的に個人宅を訪問する事業者の通常業務を通じて、安否確認または社会的支援が必要と考えられる要支援者を早期に発見し、各関係機関と連携することで、孤立死・孤独死の未然防止に努めます。 5年間の方向性 継続	地域福祉課	1
亀岡市セーフコミュニティ推進事業	WHO(世界保健機関)が推奨する「けがや事故などは偶然の結果ではなく、予防することができる」という理念に基づき、地域社会全体の協働の取り組みとして、自殺対策、交通安全、防犯、防災、スポーツの安全、乳幼児の安全、高齢者の安全の7つの対策委員会を設置し安全・安心な活動に取り組みます。 5年間の方向性 継続	自治防災課	①

事業名	内容	担当	施策 展開
認知症家族支援事業	認知症の人とその家族の安心できる居場所として、 認知症カフェを設置し、情報交換や交流を提供します。 5年間の方向性 充実	健康増進課	1 2
ひきこもり家族教室	ひきこもりに悩む当事者やその家族が集い、研修や 交流等を通して、ひきこもりについて学び、理解を深 め、情報交換することで、当事者やその家族の居場所 となり、気分転換や心身の負担の軽減、課題の解決に つなげます。 5年間の方向性 充実	社会福祉協議会	② ③
地域子育て支援 拠点事業	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て 支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育 て支援機能の充実を図ります。 5年間の方向性 継続	子育て支援課	2
子育て支援セン ター事業(かめ おかっこひろ ば)	子育て家庭に対して、「つどい事業」や「こどものあ そびば(かめまるランド)」を通して、市民に寄り添 った相談・援助活動の推進を行うとともに、相談支援 員を中心に子育ての不安や悩みの相談を対応しま す。また、必要に応じて他機関との連携を図ります。 5年間の方向性 充実	社会福祉協議会	2
障がいのある 人の社会参加	就労の場の確保、自分に合った就労スタイルの確認、 就労後のフォローなど、障がいのある人の就労を支 援する体制を整備するとともに、適正な工賃の確保 に向け、障がい者就労支援事業所等の関係機関の取 り組みを支援します。 また、障がいのある人が自分の興味やライフスタイ ルに応じて、文化芸術活動・スポーツ等を行えるよ う、活動やその活動を支援するNPO・ボランティア 団体等への支援を通じて、障がいのある人の社会参 加を促進します。	障がい福祉課	3
シルバー人 材 センターの活用 促進	高齢者の就労機会の紹介や提供、開拓により、高齢者の社会参加の促進や生きがい創出に寄与するとともに、重要な役割を担っていく機関として、より安定的に運営がなされるよう活動を支援します。 5年間の方向性 継続	高齢福祉課	3

事業名	成果指標	令和元年度 (現状)	令和7年度 (目標)	担当
ひきこもり家族 教室	家族教室の周知	SNS・チラシ等で 広報活動を展開 している	継続して広報し、 事業を知ってい る市民を増やす	社会福祉協議会
障がいのある人 の社会参加	市役所全体での障が い者就労施設等から の物品等の前年度調 達額	5,504,498 円 ※前年度調達額更新	前年度調達額更新	障がい福祉課

〈コラム〉認知症高齢者等の事前登録制度

~認知症の人の安全と家族の安心のために~

認知症などにより、実際に道に迷って帰り道が分からなくなり、行 方不明になってしまった時に備えて、名前や住所、連絡先、写真など を事前に登録することで、登録した情報を迅速に関係機関へ提供し、 早期発見に役立てるための事前登録制度を実施しています。



◆登録するとどうなるの?

警察署や地域包括支援センター、また希望に応じて地域の民生委員に事前に情報提供します。また、見守り用品の配布をします。

<お守り名札ただいまーく>

携帯電話やスマートフォンで情報を読み取ることのできる QR コード付きの名札です。

<靴用反射シール>

事前登録者専用のデザインで、靴のかかとや側面に貼るものです。夜間にライトが当たると反射して安全を図ることもできます。

〈コラム〉ひきこもり家族教室

~ひきこもりの人・家族を支えるネットワーク~

- ◆こんな困りごとはありませんか?
 - ・本人とどうかかわったらいいの?
 - ・将来のことを考えると不安・・・



ひきこもりに悩んでいる家族や本人を対象として、電話や面談で相談を受け付けています。匿名での相談も可能で、相談者の意向を聞きながら、専門的な相談支援窓口と連携しチームで支える体制を作っています。

また、ひきこもり家族教室は、同じ悩みを抱える家族や本人の交流の場・居場所としての役割も担っています。

(2)日常生活を支える支援の充実



高齢者や障がいのある人、生活困窮者などあらゆる市民が安心して日常 生活を送ることができる環境

方向件

さまざまな課題を抱えながらも、地域の支えあいの中で、 適切な福祉サービスを受けながら地域で安心して暮らして いける体制づくりや、障がいのある人等の生活を取り巻く環 境の整備、生活困窮者に対する早期の対応と就労相談なども 含めた継続的な生活再建に向けた支援を行うためのネット ワークづくりを推進します。



施策展開

①生活支援サービスの充実

サービスを必要とする人が適切なサービスを受けることができるよう、利用にかかる 相談支援など総合的な支援の強化・充実を図るとともに、受け入れ態勢の整備(福祉人材 の確保や事業所の専門職員の配置など)を進めていきます。

また、高齢者や障がいのある人などすべての人が安心して生活できるよう、外出支援 等の生活支援サービスの充実を図ります。

②生活困窮者への支援

生活困窮者は年代を問わずに存在し、「見えにくい課題」となることから、関係機関や関係各課等との連携を通じた連絡体制により早期の発見・把握から適切な支援につなげます。

また、相談員によるニーズに合った個別プランの作成、プログラムにより、本人の自立 や社会参加に向けて、「生活困窮者自立支援法」に基づく各種支援を実施し、関係機関・ 他制度、多様な主体による支援を行います。

③生活環境の整備

手話通訳の推進やデジタルサイネージの設置、バリアフリーの整備など、高齢者や障がいのある人等に配慮したまちづくりを進めます。

事業名	内容	担当	施策 展開
介護予防 <mark>普及</mark> 啓発事業	65 歳以上の高齢者を対象に、介護予防の普及啓発に 資する運動、栄養及び口腔等に係る介護予防教室等 の事業を実施します。 5年間の方向性 充実	高齢福祉課健康増進課	1)
敬老乗車券事業	70 歳以上の高齢者及び運転免許証自主返納者の移動 手段の確保及び外出促進を図るため、市内路線バス 及びタクシーが利用できる敬老乗車券を販売しま す。 5年間の方向性 継続	高齢福祉課	1
地域生活支援 事業	障がい者等地域活動支援センター事業、ガイドヘルパー派遣事業、日中一時支援事業等の実施により、障がいのある人の地域生活を支援します。 5年間の方向性 継続	障がい福祉課	1
障害福祉サービス事業	障がい児者が日常・社会生活を営むことができるように必要な障害福祉サービスに係る給付、その他の支援を行います。 5年間の方向性 充実	障がい福祉課	1)
福祉タクシー・ バス・自家用車 燃料給油利用 券交付制度	外出が困難な重度障がい者に対し、タクシー料金、バス運賃及び自家用車燃料給油等の一部を助成することで、生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図ります。 5年間の方向性 継続	障がい福祉課	()
生活困窮者自立相談支援事業	亀岡市生活相談支援センターにおいて、生活困窮者 への相談支援を実施します。市役所関係部署、関係機 関と支援内容の調整会議を行い、連携を図りながら、 支援プランを作成し、支援します。 5年間の方向性 充実	地域福祉課(生活相談支援センター)	2
就労準備支援 事業	就労が困難な人に一定期間、プログラムに沿って一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた 支援や就労機会の提供を行います。 5年間の方向性 継続	地域福祉課(生活相談支援センター)	2

事業名	内容	担当	施策 展開
生活困窮者 家計改善及び 被保護者家計 改善支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者及び被保護者に対して、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出し、必要な情報提供や専門的な助言等を行うことにより、家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されるよう支援します。 5年間の方向性 継続	地域福祉課(生活相談支援センター)	(0)
子どもの学習・生活支援事業	生活に困窮している世帯に対して、子どもの学習習慣や進学に関する相談など、子どもと保護者の双方について必要となる支援を行います。 5年間の方向性 継続	地域福祉課	2
住居確保給付 金支給事業	生活困窮者自立支援法に基づき、離職または廃業等により経済的に困窮し、住居を喪失した人または住居を喪失するおそれのある人に対し、住居確保給付金を支給することにより、住居と就労機会の確保に向けた支援を行います。 5年間の方向性 継続	地域福祉課(生活相談支援センター)	2
一時生活支援事業	解雇等により、住居を失った離職者等の生活困窮者 に対し、緊急一時的な宿泊場所を提供することで、生 活の再建を図るための支援を行います。 5年間の方向性 継続	地域福祉課 (生活相談支 援センター)	2
生活福祉資金貸付事業	所得が少ない世帯や障がいのある人、療養や介護を必要とする高齢者がいる世帯が安定した生活を送れるように、資金の貸付と必要な相談支援を行います。 5年間の方向性 継続	社会福祉協議会	2
福祉金庫資金 貸付事業	生活の安定と自立更生を目的として、自立更生の意 欲がある世帯及び特に必要と認める要援護世帯など に資金の貸付を行います。 5年間の方向性 継続	社会福祉協議会	2
亀岡市手話言 語及び障害者コ ミュニケーショ ン条例の普及 啓発	手話言語等のコミュニケーション手段の普及により、障がいのある人もない人もすべての市民が互いに人格と個性を尊重し、支えあいながら生きる共生社会を目指します。 5年間の方向性 継続	障がい福祉課	3

事業名	内容	担当	施策 展開
合理的配慮の 提供	障がいのある人が、社会の中にある障壁によって生活しづらくならないよう、市役所や事業者に対して何らかの対応を必要としている意思が伝えられたときに、負担の重すぎない範囲で対応します(事業者においては、対応に努めます)。 5年間の方向性 充実	障がい福祉課	3

事業名	成果指標	令和元年度 (現状)	令和7年度 (目標)	担当
介護予防拠点 活動支援事業	健康状態が良いと感じている高齢者(65歳以上)の割合	79.70%	75%以上	高齢福祉課 健康増進課
生活困窮者 自立相談支援 事業	新規相談者数のうち、 支援プランの作成件数	37.0%	40.0%	地域福祉課

〈コラム〉 亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例 ~ほっとやさしいまちづくりを目指して~

亀岡市は、障がいがあってもなくても、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し、支えあいながら自分らしく豊かに暮らすことができる地域社会を構築するために、平成30年4月1日にこの条例を施行しました。



◆条例の基本となる考え方(基本理念)

手話が独自の言語であることを基本に、その理解を進め、手話言語の普及に努めます。 障がいがある人ない人それぞれの人格と個性を尊重することを基本におき、多様なコミュニ ケーションの利用を進めます。

多様なコミュニケーション手段って何?

手話・触手話・要約筆記・ヒアリングループ(磁気誘導ループ)・点字・音訳・代筆が挙 げられます。

(3)災害時の支えあいの仕組みづくり



災害時、要支援者を含めた誰もが取り残されることなく、安全に避難することができる環境

方向性

地域で安心して暮らすため、大型台風や集中豪雨等による 災害に備え、迅速な避難支援を実施するために支援を要する 人の情報を地域と共有し、日頃からの見守りや避難訓練等の 実施を行うとともに、災害時の避難体制の仕組みの強化と充 実を図ります。また、市民一人ひとりの防災・減災意識の向 上に向けた取り組みを進めます。



施策展開

①防災・減災意識の向上

市民一人ひとりが災害時に対応できるよう、防災訓練や講演会を実施し、正しい判断、知識を身につけることで、防災・減災に向けた意識向上のための支援を行います。

また、災害ボランティア活動等を推進する中で、被災者の日常生活への復興に向けて の支援にも取り組みます。

②災害時における要支援者の避難支援体制の整備

災害発生時に自ら避難できない高齢者や障がいのある人等要配慮者に対しては、避難 行動要支援者名簿を作成し、平常時からの見守りや災害時の避難支援を実施します。

災害時の迅速な避難支援につなげるため、個別の避難計画の作成に努めます。

日頃から各地域での防災訓練の充実と民生委員・児童委員等と協力し、名簿に登録されていない要配慮者への把握を引き続き行い、支援の強化に努めます。

事業名	内容	担当	施策 展開
防災訓練	災害発生時の情報伝達、応急避難、要配慮者支援など、市民及び関係機関との連携を図り、各種訓練を実施します。 5年間の方向性 継続	自治防災課	1)
ハザードマップ の作成	水害・土砂災害のハザードマップを作成し、市民に周知します。5年間の方向性継続	自治防災課	1
災害ボランティアセンター事業	災害時のボランティア活動を効果的・効率的に行う ために、平常時から訓練等を実施し、住民の防災・減 災及びボランティア活動への意識向上を図ります。 また、発災時には、災害ボランティアセンターの活動 により、被災者の日常生活の復興に向けて支援を行 います。 5年間の方向性 充実	社会福祉協議会	1
聴覚障がい者・ 手話通訳者会と の災害時対応 体制の構築	「亀岡市地域防災計画」及び「災害時における手話を主たる言語とする聴覚障がい者への支援に関する協定」に基づき、名簿の共有による災害時における安否確認や、避難所等での情報提供など、手話を主たる言語とする聴覚障がいのある人に対する災害時の支援を行います。 5年間の方向性 継続	障がい福祉課	2
災害時要配慮 者支援	「災害対策基本法」に基づき、一定の要件に基づき、 災害時に自力で避難することが困難な人を対象に、 「避難行動要支援者名簿」を作成し、自治会等の連携 団体への情報提供を行います。 5年間の方向性 充実	地域福祉課	2

事業名	成果指標	令和元年度 (現状)	令和7年度 (目標)	担当
災害ボランティ アセンター事業	災害ボランティア 登録者数	登録者数 58 人と 3 団体	個人・団体登録数 の増加	社会福祉協議会
災害時要配慮 者支援	個別避難計画の作成 件数	42 件	300件	地域福祉課

〈コラム〉 万が一の災害に備えて~災害時の要配慮者支援~

近年は、平成30年の西日本豪雨をはじめとした自然災害による要支援者(高齢者や障がいのある人など)の被災が目立っています。そのため、日頃から要支援者への災害情報の伝達方法や避難支援の体制を構築していくことがますます必要になっています。

万が一の災害に備えて、いつ、誰が、誰と、どこへ、どうやって避難するのかなどを地域でも話し合ってみましょう。



避難行動要支援者名簿って?

災害が起こった時、自宅から避難所まで「自力で避難することが難しい人(要支援者)」を一定の基準に基づき、あらかじめ把握し、いざという時に要支援者の避難を支援するために作成している名簿です。この名簿は、「災害対策基本法」に基づき、全国の各市町村に整備することが義務付けられており、亀岡市でも地域防災計画に定め、名簿を作成しています。

基本目標2

つながりによる福祉の基盤づくり

(1)市民参加による地域福祉の推進



地域福祉活動やボランティアに意欲や関心のある人が増え、地域の中で 日常的な見守りや地域活動が活発に行われる地域

方向性

市民に対して、地域福祉活動への参加を働きかけ、活動を活性化させます。また活動を通じて自ら地域の特性や課題に関心を持ち、地域の課題に主体的に取り組むことができる福祉の基盤づくりを進めます。



施策展開

①見守り・支えあいの体制の充実

地域の見守り活動を活性化するために、地域の見守りネットワークや見守りを行う活動団体等への情報共有や連携を促進するとともに、地域での活動が活発に行われるよう支援を進めます。また、見守り活動の輪を広げ、課題を抱える人を早期に発見し、支援につなげられるよう努めます。

②地域のサロン活動等による地域交流の促進

地域の活動へ参加しやすい環境をつくり、誰もがその地域でさまざまな関わりを持ち ながら暮らし続けられるよう居場所づくりを進めます。

また、地域の居場所としてふれあいサロン等の活動を展開してより多くの市民に参加 を働きかけていきます。

③社会福祉協議会による地域福祉の基盤強化

地域福祉の推進において中心的な役割を担う社会福祉協議会と連携し、自治会や地域団体が行う地域活動への支援や福祉コミュニティの持続と地域のつながりを深めていくための取り組みを進めます。

また、各種団体の活動が効果的に行われるように、地域の課題を把握し調整する役割を担うコーディネーターを地区ごとに配置する等、地域におけるコーディネート機能を 充実させます。

④民生委員児童委員活動への支援

地域福祉の重要な担い手である民生委員・児童委員に対し、必要な知識を習得するための研修の実施、見守り活動に必要となる情報の提供や対応への支援、民生委員・児童委員と行政や関係機関との連携を促進するとともに、民生委員・児童委員に対する支援窓口を設けるなど、地域福祉の向上を図る活動を支えるため、民生委員・児童委員に対する支援を行います。

事業名		内容	担当	施策 展開
生活支援体制 整備の推進	に、介護保険に。 各種団体、事業所	れた地域で安心して生活するため はるサービスだけでなく、地域住民、 式、商店など地域の力を結集し、地域 を広げる取り組みをサポートしま 継続	高齢福祉課(社会福祉協議会)	1
地区社会福祉 協議会等への 支援	地域での小地域が区社会福祉協議会	議会等への支援を行い、住み慣れた 富祉活動の推進を行います。また、地 会等の必要性や理解を深め、住民同 いの基盤をつくります。 充実	社会福祉協議会	1
福祉コミュニティ推進事業	り、顔のみえる。 ように支援を行い	サロン活動等の推進を行うことによ 関係づくりや見守り活動につながる います。また、地域福祉活動者同士の)、活動者の孤立を防止します。 充実	社会福祉協議会	2

事業名	内容	担当	施策 展開
市民福祉のつどい	「つながりあおう!地域の輪!かめおかの輪!」を テーマに障がい児者、高齢者、親と子、世代を超えて さまざまな人が集い、交流し、互いに思いやり、共に 支えあうまちづくり、福祉コミュニティの形成を目 指します。 5年間の方向性 充実	社会福祉協議会	2
社会福祉協議会 活動への助成・ 支援	社会福祉活動の強化促進を図り地域福祉活動の推進を図るため、亀岡市社会福祉協議会に対して、福祉活動専門員及びボランティアコーディネーター等を配置するための活動費を助成・支援します。 5年間の方向性 充実	地域福祉課	3
民生委員・児童 委員活動への 助成・支援	高齢者世帯やひとり暮らし高齢者世帯などの見守り 活動のほか、地域住民の相談や子育て支援などの幅 広い活動を行う民生委員・児童委員に対する支援窓 口を設けるなど、関係機関と連携しながら民生委 員・児童委員への支援を行います。 5年間の方向性 充実	地域福祉課	4

事業名	成果指標	令和元年度 (現状)	令和7年度 (目標)	担当
福祉コミュニティ	地域のふれあい	登録団体数:	登録団体数の	社会福祉協議会
推進事業	サロンの充実	91 団体	増加	化云油似肠锇云
民生委員·児童		_		
委員活動への	民生委員・児童委員 支援窓口の充実	(令和2年度か	支援窓口の周知 と支援件数の増加	地域福祉課
助成·支援		ら実施のため)		

〈コラム〉 亀岡市社会福祉協議会のサロン活動支援

住民が自らの楽しみや生きがいの実現の場として、自由な発想で集まり、おしゃべりし、集う「居場所」づくりがあちこちで始まっています。サロン活動とは、顔を合わせておしゃべりを楽しみ、交流や情報交換などを通じ、みんなの出番を作り、地域の緩やかな見守りや支えあいにつながる活動です。



◆どんな活動をしているの?

地域のサロン活動の場を訪問し、運営相談を行っています。

また、サロン活動の情報を発信したり、活動のための助成金申請等の相談を行う等、 地域でサロン活動が活発に行われるような支援をしているほか、サロン団体同士の交 流会、研修会なども開催しています。

〈コラム〉あなたのまちの民生委員・児童委員

- ◆こんな困りごとはありませんか?
 - ・高齢になり、一人暮らしで心細い
 - ・赤ちゃんのことで身近な相談相手がほしい
 - ・福祉サービスについてちょっと知りたい



民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣からボランティアとして 委嘱されています。

活動内容は、高齢者等の見守り活動や地域福祉活動のお手伝いを行っているほか、 生活上の悩みなどについて、支援を必要とする人と行政等の関係機関とのパイプ役を 担っています。

本市では、地域の方々の最も身近な相談役として、地域福祉の中心的な役割を担う 民生委員・児童委員181名と、主に児童問題に取り組む主任児童委員18名が活動して います。

(2)ボランティア・市民活動の推進



^{*} 地域で活動するボランティアや団体が増え、地域の課題解決に向けた取り組みが活発に行われる地域

方向性

さまざまな機会を通じて市民にボランティア活動への参加を 促進することや、地域福祉課題の解決にボランティアの力を活 かすために活動しやすい環境の整備や活動の情報発信などボ ランティア活動の強化を進めます。



施策展開

①地域福祉活動を行う活動団体への支援

ボランティアの加入促進や社会福祉協議会のボランティアセンターの運営を支援するなど、地域で活動するNPOや活動団体等が継続的に活動できるよう支援を行います。

また、災害時に被災者の救急活動や被災地の復旧を支援する活動を行う災害ボランティアの受け入れ、コーディネートなどを行う災害ボランティアセンターの充実・強化を行います。

②ボランティア活動の情報発信

ボランティアに関する意識を高めるため、福祉教育の一環として、ボランティア体験 を実施するなど、ボランティアに関する意識啓発に努めます。

市民にボランティア活動への参加を促進するため、さまざまな媒体を活用した情報発 信に努めます。

また、近年の動向を鑑み、インターネットを活用した情報発信や、市民による情報発信 ができる仕組みづくりを進めます。

③市民協働の促進

相談業務等の活動支援や市民活動と協働を進めていくためのコーディネート機能の強化を図ることで、多様な主体の協働に対する理解を深め、地域の課題解決を進めていく 仕組みや基盤づくりを推進する支援を行います。

また、多様な主体の協働に対する理解を促進するため、市民、市民団体、事業所及び地 元大学等へ協働を促す情報発信を充実させます。

具体的な取り組み

事業名	内容	担当	施策 展開
支えあいまちづ くり <mark>協働</mark> 支援金	地域の課題解決による魅力あるまちづくりに向けた 市民活動団体等の自主的な取り組みを資金面から支 援することを目的として、子育て支援・自然環境の保 全・農林振興など、その他さまざまな分野の事業を広 く支援します。 5年間の方向性 継続	市民力推進課	(h)
かめおか市民 活動推進センタ ー	市民活動を支援するための拠点として、団体が利用できるコピー機等の機器の管理、情報の収集及びインターネットや紙面を通じた情報提供、市民活動に関する相談、相互交流、各種講座等を実施します。 5年間の方向性 継続	市民力推進課	N
社会福祉協議会ボランティアセンター	ボランティアをしてみたい人やお願いしたい人の相 談やコーディネート・情報提供などを行い、ボランティア活動を広く支援します。 5年間の方向性 充実	社会福祉協議会	@ 3

成果指標

事業名	成果指標	令和元年度 (現状)	令和7年度 (目標)	担当
社会福祉協議会 ボランティア センター	ボランティア活動 団体の増加	登録団体数: 32 団体	ボランティア 団体の増加	社会福祉協議会

〈コラム〉 社会福祉協議会 ボランティアセンター

ボランティアセンターでは、福祉に関係の深いボランティアグループと、個人ボランティアが登録しています。「ボランティアをしたい人」と「ボランティアを必要としている人」をつなげるサポートを行っています。



◆どんなサポートをしているの?

ボランティアグループに対し、運営相談やボランティア保険補助、助成金の紹介や申請相談、チラシ等を活用した広報などを行っています。

また、ボランティアを必要としている人とのマッチングやボランティア講座や研修会の開催等、地域で活発にボランティア活動が行われるよう支援をしています。

そのほかにも、集めて送るボランティアとして、エコキャップや古切手などの受付も 行っています。

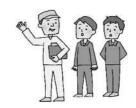
(3)新たな担い手の育成



若者から高齢者まで地域福祉活動に関心のある人が担い手として育ち、 さまざまな人が活躍することができる地域

方向性

地域活動の活性化や充実した活動が続けられるよう、新たな 担い手の発掘・育成を進め、幅広い世代間交流などによるつな がりを深めていきます。



施策展開

①生涯を通じて行う福祉教育の推進

地域福祉の輪を広げるため、子どもの頃から福祉について学ぶ機会を提供するととも に市民一人ひとりが地域社会をつくる一員として関心と自覚を高めることができるよう、 子どもから大人までさまざまな世代に対し、ともに学びあう機会をつくり、地域に根差 した福祉教育の場を提供します。また、市民が積極的に参加できるよう周知に努めます。

②人権意識の醸成と地域福祉への理解促進

高齢者や障がいのある人、外国人等のさまざまな立場の人の状況や心情を正しく理解し、年齢や性別、国籍、障がいや疾病の有無に関わらず尊重しあうことができるよう教育や啓発の場を通じて人権意識の醸成を図るとともに、さまざまな事業を通じて地域福祉を身近なものとして感じることができる環境づくりに努めます。

③人材育成のための活動の充実

研修会や講演会などさまざまな機会を通じ、立場の違う人をお互いに理解し尊重しあ うことができるよう、人権意識の醸成や合理的配慮の周知等に努めます。

また、地域活動への参加を促進する中で、地域福祉を正しく理解し、主体的に地域福祉課題の解決に取り組むことができる人材の育成を図ります。

4)活躍できる場の拡大

子育てを終えた人や退職した人など地域の中にいるさまざまな技術や経験を持った人 が気軽に地域福祉活動に参加し、活躍できる環境を整えます。

事業名	内容	担当	施策 展開
生涯学習機会の提供	3 大シンボル講座であるコレージュ・ド・カメオカや 亀岡生涯学習市民大学、丹波学トークをはじめ、さま ざまな学習機会を提供します。 5年間の方向性 継続	市民力推進課	1)
福祉教育	市内の小中学校・高等学校で実施される福祉教育で、 児童・生徒が学びを深められるように、講師の紹介や 福祉教育備品の貸し出し等を行い支援します。 5年間の方向性 充実	社会福祉協議会	1)
夏 休 み社 会 福祉体験学習 事業	夏休みの期間中に、中学生・高校生が社会福祉施設や地域のさまざまな活動の場に参加し、子どもや高齢者、障がいのある人たちとのふれあいや交流の機会を提供します。 5年間の方向性 充実	社会福祉協議会	1)
隣保館で実施 している地域 福祉事業	人権問題をはじめとした相談業務の他、隣保館ディサービス事業等の実施や子育て支援事業など、地域に密着している施設としてきめ細やかな福祉事業を展開します。 5年間の方向性 継続	人権啓発課	2
人権教育学習 機会の提供	さまざまな人権課題への理解を深めるとともに、日常生活において差別を許さない態度や行動に表れるように人権教育講座や人権教育指導者研修会、亀岡市女性集会の実施など、人権教育に関する学習機会を提供します。 5年間の方向性 継続	社会教育課	2
認知症啓発事業	認知症についての理解を深めるため、「認知症市民公開講座」、「認知症サポーター養成講座」、「アルツハイマー月間に関する啓発活動」等を実施します。 5年間の方向性 継続	健康増進課	@ 3
障 がい者 の 理解を深める 市民への啓発 事業	障がいのある人、障がい者団体及び市民を対象に、障がい者問題について市民の理解と認識をさらに深めるための啓発事業を実施します。 5年間の方向性 継続	障がい福祉課	3

事業名	内容	担当	施策 展開
障がい者差別 解消の取り組み	障がいのある人に対する理解を深めること、人権意識を高めること、障がいのある人の社会参加の促進及び全市民に合理的配慮の提供を意識づけるため、障がい者差別解消に係る啓発情報の発信及び、全市民を対象に障がい当事者による啓発活動等を行います。 5年間の方向性 継続	障がい福祉課	2
部落差別解消の取り組み	部落問題をはじめとした各種人権問題に対して、人権啓発だより「きずな」の発行等の広報活動、「ヒューマンフェスタ」や街頭啓発等の人権啓発事業を行います。また、地域住民・企業等における人権啓発推進組織の主体的な人権啓発活動を促すための活動支援を行います。	人権啓発課	2
ヘイトスピーチ の解消	「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨や責務を踏まえ、「亀岡市の公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン」を推進します。 5年間の方向性 継続	人権啓発課	2
ファミリー・サポ ート・センター 事業	子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人をつなぎ、子育て世代を支え、子育てしやすい地域づくりに取り組みます。また、住民のニーズを聞き取り、利用しやすい活動内容の充実を図ります。 5年間の方向性 充実	社会福祉協議会	4
寄り添いサポー ター活動	高齢者や障がい者施策の支援枠の有無にかかわらず、社会的孤立状態の人等を対象とした、訪問・見守りを基本とした活動を行います。 5年間の方向性 充実	社会福祉協議会	3 4
くらしのサポート サービス事業	日常生活を営むのに支障があり、何らかの理由で他の福祉サービスの利用等が困難な世帯に対し、市民の参加と協力により、非営利のボランタリーな活動を基盤とした住民相互の助け合いによる福祉サービスを提供し、在宅福祉の充実と市民の福祉活動への積極的な参加を促します。 5年間の方向性 充実	社会福祉協議会	3 4

事業名	成果指標	令和元年度 (現状)	令和7年度 (目標)	担当
生涯学習機会の提供	生涯学習事業(三大シンボル講座(コレージュ・ド・カメオカ、生涯学習市民大学、丹波学トーク))への参加者数	参加者数: 3,913 人	参加者数: 4,300人	市民力推進課
ファミリー・サポ ート・センター 事業(相互援助 活動事業)	「おねがい会員」、 「まかせて会員」によ る地域の子育て家庭 の支援の継続	協力会員数: 1,101人	会員充足	社会福祉協議会

〈コラム〉夏休み社会福祉体験学習

~楽しく学ぼう☆福祉体験!仲間や思い出づくりにも!~

亀岡市社会福祉協議会では、市内の高齢、障がい、児童 (保育)関連の施設が協力し、夏休みを利用して中高生を 対象とした施設での体験学習を実施しています。高齢者 や障がいのある人のことをもっと知りたい、卒園した施設 で幼児と楽しく触れ合いたい、夏休みを有意義に過ごした い、将来福祉の仕事を目指したい等、動機は問いません。 気軽に"福祉"について触れるきっかけにしていただきた いと思っています。



〈コラム〉地域の身近な福祉と人権の拠点

市内の各文化センターでは、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点として、健康づくりや手芸・料理教室、パソコン講座などの事業を定期的に開催するとともに、地域の身近な相談窓口として市民の問い合わせなどに応じています。

また、地域に開かれた施設として、会議室やホールなど の貸館を行い、市民の自主的なサークルや地域活動など に活動場所を提供しています。



その他、児童館では、次代を担う子どもたちの健全な育成をサポートするため、子育てサロンや各種体験学習なども開催していますので、気軽にご参加ください。

基本目標3

地域課題を解決する支援体制づくり

(1)包括的・重層的支援体制の構築

目指す姿

地域におけるさまざまな課題を行政や関係する支援機関等が分野にとらわれず包括的・重層的に受け止め、連携して課題解決を図ることができる体制

方向性

分野横断的な課題や地域では解決できない課題を、支援に 結びつけるため、多様な機関が密接に連携した支援体制を構築 し、課題解決のための適切な支援につなげます。



施策展開

①各福祉団体や地域の住民組織との連携

地域における課題や市民のニーズを把握するため、市民の身近な存在である民生委員・ 児童委員や各福祉団体、地域の住民組織との連携強化を図ります。

また、関係機関への情報共有ができる仕組みづくりを行います。

②関係機関の連携強化と情報共有

複雑化・多様化する市民のニーズに対応するため、支援を行う関係機関との情報共有を行うなど、連携を強化し、相談者の負担の軽減を図ります。

③複雑で複合化した課題に対する支援体制の整備

8050問題やひきこもりなど、解決が困難でさまざまな関係機関が連携して支援していく必要がある課題に対応するため、分野横断的な支援体制や、市民、地域、関係機関、行政等がそれぞれの役割の中で重層的に支援する仕組みづくりの整備を進めます。

④庁内連携体制の強化

地域福祉課題を解決するため、市役所内において福祉関係課だけでなく、人権、防災、 環境、住宅等さまざまな分野の担当課も含め、横断的に連携する体制づくりを検討しま す。

事業名	内容	担当	施策 展開
自殺対策事業	セーフコミュニティかめおか自殺対策委員会を構成する さまざまな関係機関と連携し、多重債務解決支援やゲ ートキーパー養成、悩みを抱える人を支援につなげる啓 発活動などの取り組みを行います。 5年間の方向性 充実	地域福祉課	1234
関係機関とのネットワーク体制の強化	複雑・複合的な課題を抱える相談者に対して、セーフコミュニティかめおか自殺対策委員会や生活困窮者自立相談支援事業ネットワーク推進会議など、さまざまな関係機関が連携して円滑な支援をしていけるようなネットワーク体制の中で情報共有を進め、連携強化を図ります。 5年間の方向性 充実	地域福祉課	0034
庁内連携体制 の強化	障がい、高齢、子ども等の福祉担当課をはじめ、人権、防災、環境、住宅などさまざまな関係課で構成する庁内連携会議を組織し、担当者間での情報共有を行う等、庁内連携体制の強化を図ります。 5年間の方向性 充実	地域福祉課	<u>-</u> 0034
利用者支援事業「基本型」	子どもやその保護者、妊娠中の人などが多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるように、利用者の個別ニーズに応じたきめ細やかな利用者支援を実施します。また、関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行い、より良い子育て環境の整備を図ります。 5年間の方向性 継続	子育て支援課	① ② ③ ④

事業名	成果指標	令和元年度 (現状)	令和7年度 (目標)	担当
関係機関との	関係機関との連携強			
ネットワーク	化のための連携会議 及び勉強会の実施回	年4回	年5回	地域福祉課
体制の強化	数			
庁内連携体制	庁内連携体制の強化 のための連携会議及	年1回	年2回	地域福祉課
の強化	び勉強会の実施回数	41四	42回	地均和此就

〈コラム〉関係機関連携による支援体制

~複雑で複合的な課題の解決に向けて~

自殺の防止や生活困窮者支援のため、司法書士会や 地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童 委員など多くの関係機関からなるネットワークを構築し、 関係機関同士の関係づくりや情報共有を行いながら、課 題を抱える人に対し連携して支援を行っています。



相談者の抱える課題は一つとは限らず、介護、障がい、子育てなどさまざまな課題を複合的に抱える場合が多くあります。こうした課題に対応するためには、さまざまな関係機関が連携し対応することが必要です。

◆どんなメンバーで構成されているの?

<セーフコミュニティ自殺対策委員会>

学識経験者や司法書士会、地域包括支援センター、医師会、薬剤師会、警察署、民生委員・児童委員協議会、障害者相談支援センター、社会福祉協議会、生活相談支援センター、行政で構成されています。さまざまな専門機関との意見交換により、より効果的な自殺対策の施策展開につなげていけるよう取り組んでいます。

<生活困窮者自立支援ネットワーク会議>

司法書士会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員協議会、公共職業安定所、なんたん障害者就業・生活支援センター、京都府教育委員会認定フリースクール 学びの森、なんたん地域若者サポートステーション、日本ファイナンシャル・プランナーズ協会、障害者相談支援センター、社会福祉協議会、生活相談支援センター、行政で構成されています。関係機関同士の顔の見える関係性づくりを行うことで、事業が円滑に機能するよう取り組んでいます。

(2)相談窓口機能の充実



市民が抱えるさまざまな生活課題等が身近な相談窓口で、分野に関わらず受け止められ、適切な支援につなげられる体制

方向性

地域のさまざまな相談を分野に関わらず受け止めることが できる相談窓口機能の充実を図るとともに、誰もが気軽に相談 できるよう相談窓口を周知します。

また、相談機関が連携して、包括的・重層的な支援につなげるための総合的な相談体制を構築します。



施策展開

①各分野の相談窓口の充実

高齢者、障がいのある人、子育て世帯等、それぞれのニーズに対応するために、各分野の相談窓口の充実を図るとともに、相談機関が各分野の専門性を活かしながら、連携することができる仕組みづくりについて検討を進め、複合的な課題に対する相談体制の充実を図ります。

また、どこに相談したらよいか分からないという市民ニーズに答えるために設置している「福祉なんでも相談窓口」が市民にとって、さらに身近な相談窓口となるよう情報発信や関係機関との連携を強化します。

②身近で分野にとらわれない相談窓口の強化

誰もが気軽に安心して相談できる環境づくりのために、民生委員・児童委員や各種相談窓口の周知を図るとともに、生活困窮者自立支援機関や地域包括支援センター、社会福祉協議会、さらには地域における文化センター(隣保館)など既存のあらゆる相談・支援機関と連携が図れる仕組みづくりに努めます。

また、広範囲にわたる福祉施策において、分野にとらわれない複雑な課題に対応する 相談体制の構築を推進します。

事業名	内容	担当	施策 展開
いのちささえる 相談窓口事業	死を考えるほどつらい悩みを抱えている人やその家族に対して、電話や面談による相談支援を行い、必要に応じて関係機関との連携を行います。 5年間の方向性 継続	地域福祉課	1 2
高齢者の相談 窓口の充実 (地域包括支援 センター業務)	高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を続けられるように、介護・福祉・保健・医療などさまざまな面で支援を行うための総合相談を行います。また、高齢者の介護や日常生活に関わる困りごと、地域における介護予防等の活動に対応します。 5年間の方向性 継続	高齢福祉課	① ②
子育でに関する 相談窓口の充実 (家庭相談員及 び母子・父子自 立支援員による 相談)	児童(18歳未満)の生活習慣・しつけ・不登校・非行、そのほか発達上気になること、並びに児童虐待問題等の子どもや家庭における子育ての問題や悩みについて、相談対応・助言を行います。また、ひとり親家庭の抱える問題に対する各種相談や助言・指導のほか、必要な支援を行うことで、自立を促します。5年間の方向性 継続	子育て支援課	\oplus
妊娠期からの 切れ目ない相 談支援体制の 整備 (子育て世代包 括支援センター 事業「BCom e」)	妊娠期から子育て期にわたるさまざまなニーズに対し、個々の状況に合わせ、社会福祉士・助産師・保健師が地区担当保健師と連携し、専門性を備え当事者目線で支援します。また、市内の母子保健・子育て支援機関等と連携し、円滑な支援体制を構築します。	子育て支援課	1
市民相談事業	市民の安全・安心を確保し、市民生活を擁護するため、市民にとって身近で信頼のおける相談窓口として、常設の市民相談に対応するため専門相談員を配置するとともに、弁護士による法律相談や総務省行政相談委員による行政相談等を行います。 5年間の方向性 継続	市民課	①

事業名	内容	担当	施策 展開
消費生活相談事業	消費者の利益の擁護及び増進を図り、安全で安心な 消費生活が営めるよう、消費生活センターにおいて、 消費者からの苦情・相談に対応するため消費生活相 談員を配置しています。 消費者からの苦情・相談に対して、助言や必要があれ ば事業者とあっせん等を行い、被害の未然防止や拡 大防止に取り組みます。 5年間の方向性 継続	市民課	①
障がい者生活 支援事業(亀岡 市相談支援事 業)	市民に身近な相談機関として、当事者や家族からの相談、在宅福祉サービスの利用援助、ピアカウンセリング、情報提供等地域生活に必要な支援を総合的に行います。 5年間の方向性 継続	障がい福祉課	1)
障害者相談員 事業	市から委嘱を受けた当事者やその家族等が、相談員として市民からの相談や障がいのある人の自立、社会参加の促進、障がい福祉に関する知識の普及等、地域生活のための支援を行います。 5年間の方向性 継続	障がい福祉課	1)
障害福祉サー ビス事業(相談 支援事業)	障がい児者の日常生活の中で生じるニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じ適切に障害福祉サービスの支給決定につなげるため特定相談支援事業所の指定及び監査を実施します。 5年間の方向性 継続	障がい福祉課	1)
福祉なんでも 相談窓口	広範囲にわたる福祉施策がある中、相談先が分からないという市民ニーズに対して、課題を整理し、適切な支援につなぎます。また、社会的に孤立している人及びひきこもりの人等に対する相談窓口を開設します。 5年間の方向性 充実	地域福祉課	2
福祉·生活課題 解消支援事業 福祉総合相談 窓口	分野を限定せず、気軽に分からないことや不安を打ち明けられ、相談が出来る場所、相談の入り口となることで、解決につながるような情報提供や、必要に応じての専門機関への橋渡しを行います。 5年間の方向性 充実	社会福祉協議会	2

成果指標

事業名	成果指標	令和元年度 (現状)	令和7年度 (目標)	担当
福祉なんでも 相談窓口	相談対応の充実	- (令和2年度か ら実施のため)	相談対応回数 延べ 400 件	地域福祉課
福 祉・生活 課題解消支援 事業福祉総合 相談窓口	相談対応の充実	相談件数:57件 対応回数:80回	相談回数の増加	社会福祉協議会

〈コラム〉 妊娠中から子育で中のみなさんの相談窓口です ~亀岡市子育で世代包括支援センターBCome~

~ 电闸川 丁月(巴)、己伯文版 ビノツー DCOIIIE~

BCome では、妊娠中から子育て中のみなさんへのこんなサポートをしています。

- ・母子健康手帳の交付・妊婦訪問/・一人ひとりのニーズに合った情報提供/
- ・電話や来所、メール、訪問などでの相談の受付/
- ・シングルサロン/・ダブルケアサロン など

産前・産後のからだのこと、ココロのこと、育児のこと、気になることがあれば気軽にご相 談下さい。相談は無料です。

◆BCome の名前の由来は?

BCome という名前の由来は、[Become]。「子どもと親が地域と一緒にしあわせになる」「すてきな親子になる」という意味があります。

さらに、妊娠・出産を前向きにとらえる「Baby が come」という意も含みます。B は baby、C は child を中心に、地域と親子がつながることをサポートするから来てね [come] というメッセージがこもった愛称です。

〈コラム〉福祉に関する困りごと相談

~福祉なんでも相談窓口~

生活困窮や介護、子育てなど、どこに相談すればよいか 分からない福祉に関するさまざまな困りごとを相談でき る窓口として「福祉なんでも相談窓口」を開設しており、ひ きこもりでお悩みのご本人やご家族の相談を受け付ける 「ひきこもり相談支援窓口」も併せて開設しています。



相談支援員がお悩みをお聴きしながら一緒に考え、お役に立てる情報を提供し、関係機関と連携しながら、解決への道筋を一緒に考えます。自分のこと、近所のことなどお困りのことがありましたら、一度ご相談ください。

(3)権利擁護体制の充実



高齢者、障がいのある人、児童等の虐待やDVをなくし、認知症の人や障がいのある人等が安心して自立した地域生活を送ることができる体制

方向性

認知症の人や障がいのある人等が自立した地域生活を送る ため、成年後見制度、金銭管理、虐待防止などにより、さまざま な問題を抱える生活者、当事者の権利を明確にし、擁護する体 制をつくります。



施策展開

①成年後見制度の利用促進

被後見人の財産管理や日常生活について、後見人や親族、福祉、医療、地域等の関係者が連携して支援していく必要があり、地域連携ネットワークの中で広報、相談、利用促進、支援等の段階的な機能整備を図ります。

②金銭管理に関するサービスの啓発

日常生活を営む上で必要な福祉サービスの利用や利用料の支払い、日常的金銭管理を 自己の判断で適切に行うことが困難な人が、適切にサービスを受けられるよう、権利擁 護に関する啓発や相談窓口の充実に努めます。

③虐待防止の取り組み

高齢者、障がいのある人、児童等の虐待やDVの未然防止に向けた啓発、地域の中での 見守り、異変を察知した際の通報についての周知、発生後の対応に向けた関係機関での 連携を強化します。

事業名	内容	担当	施策 展開
成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分でない認知症等高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の権利擁護のため、成年後見制度の利用促進を図ります。制度の利用において、配偶者や二親等以内の親族がいない場合、本人や親族等が事情により申立てできない場合は市長が審判の申立てを行います(市長申立て)。また、本人が成年後見人等への報酬を支払うことで生活困窮に陥る場合には市が報酬助成を行い、利用者が安心して生活できるよう支援します。 5年間の方向性 継続	高齢福祉課障がい福祉課	
福祉サービス 利用援助事業 (地域福祉権利 擁護事業)	個人の尊厳と利用者自身の意思決定を保持し、福祉 サービスの利用手続きや金銭管理を社会福祉協議会 が支援することで、誰もが"いきいき"と"安心して" 暮らせるように支援します。 5年間の方向性 充実	社会福祉協議会	2
高齢者虐待防止 対策の推進	市民が気軽に相談できる高齢者虐待相談窓口を市及 び亀岡市地域包括支援センターに設置するとともに 高齢者虐待について市民周知を行うなど、虐待防止 に向けた取り組みを推進します。また、複合的な要素 が絡んだ虐待事案にも適切かつ迅速に対応するため に、亀岡市高齢者虐待防止ネットワーク会議を設置 し、関係機関や団体が連携して対応できる体制づく りを行います。 5年間の方向性 継続	高齢福祉課	3
児童虐待防止 対策の推進	子ども家庭総合支援拠点整備により、児童虐待対応や地域の子ども家庭支援体制を強化します。また、要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待を受けた児童をはじめとする保護を要する児童等(要保護児童、要支援児童、特定妊婦)に関する情報の交換や支援協議を行い、関係機関との連携強化、支援体制の構築、要保護児童の早期発見・早期対応を図ります。 5年間の方向性 継続	子育て支援課	3

事業名	内容	担当	施策 展開
障がい者虐待 防止対策の推進	障がい福祉課及び障害者相談支援センター「お結び」 を虐待相談窓口として設置し、市民からの相談のほ か、障がい者虐待に関する情報発信等、虐待防止に関 する取り組みを推進します。 5年間の方向性 継続	障がい福祉課	3
DVの未然防止 に向けた啓発	毎年、11月12日から25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、暴力をなくすためのメッセージや、お互いを理解し大切にするためのメッセージを記入してもらう"パープルリボンメッセージ展"を開催します。また、配偶者からの暴力をなくす啓発活動として、啓発物品の配布を行います。 5年間の方向性 継続	人権啓発課	(3)
DV被害者への 支援	「亀岡市女性の相談室」について、DV被害者をはじめとした女性が抱えるあらゆる問題・課題の相談に対応できるよう、各関係機関との連携も含め相談体制の充実を図ります。 5年間の方向性 継続	人権啓発課	3

成果指標

事業名	成果指標	令和元年度 (現状)	令和7年度 (目標)	担当
福祉サービス				
利用援助事業	利用者のニーズに対応	待機者をなくす	待機者がいない	社会福祉協議会
(地域福祉権利	した支援体制の充実	ことができた	状態を継続する	1 公田1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
擁護事業)				

〈コラム〉**成年後見制度ってなに?** ~安心して暮らしていくために~

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、さまざまな契約を結んだりする必要があっても自分でこれらを行うことが難しい場合があります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。



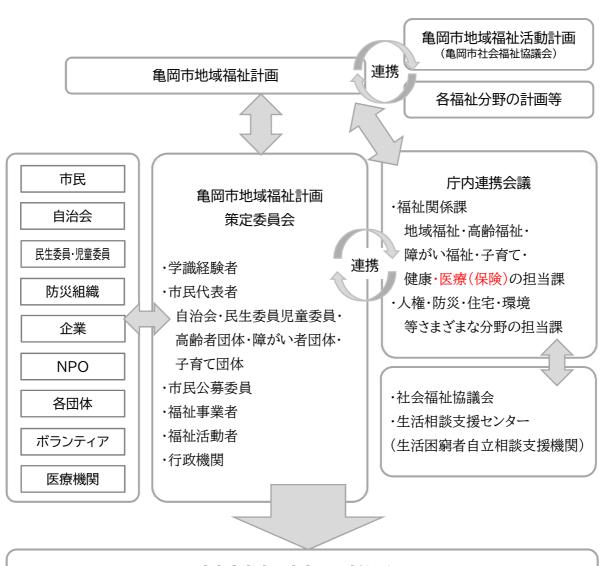
◆亀岡市成年後見制度利用支援事業

支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難で、申し立てを行う親族がいない場合は、成年後見人の選任の申し立てを亀岡市長が代わって家庭裁判所に行います。 また、後見人等への報酬の支払いが困難な場合は、亀岡市がその経費を助成します。



1 計画の推進体制

計画の策定、推進にあたっては、計画策定・評価見直しを行う亀岡市地域福祉計画策定委員会を設置するとともに、庁内連携会議において、地域福祉の推進に関する連携協議を行うことにより計画を推進します。



地域福祉の推進

2 計画の点検・評価

(1)PDCA サイクルによる見直し

この計画は、高齢者、障がいのある人、子ども・子育てに関する支援の他、災害時要配慮 者支援、生活困窮者自立支援など広範囲にわたることから、庁内関係課及び社会福祉協議会 等による連携会議において、年度ごとの計画の進捗状況の把握等を行います。

また、さまざまな福祉関係者で構成する地域福祉計画策定委員会においては、計画の進捗 状況を中間年に点検・評価し、必要があれば見直しを行う等、効果的な計画の推進を図りま す。

PLAN

(計画の策定)

策定委員会審議等を踏まえた 計画の策定

DO

(計画の推進)

本市や市民、さまざまな主体との連携、協働による事業の実施

PDCAサイクル

ACT

(事業の継続、見直し)

必要に応じた見直しの実施

·策定委員会(中間年)

CHECK

(点検·評価、報告)

計画の実施状況を点検・評価

報告と公開

·策定委員会(中間年)

• 庁内連携会議

(2)成果指標による計画の評価

「第4章 プログラムの展開」に記載している施策を確実に推進していくため、施策ごとの具体的な取り組みについて毎年点検・評価を行います。また、主要な取り組みについては「成果指標」を設定し、進捗管理を行います。

施策の点検・評価を行うことで、計画全体の進捗を管理し、必要があれば見直し、改善を行っていきます。

基本目標1 誰もが安心して暮らしていける身近なコミュニティづくり

事業名	成果指標	令和元年度 (現状)	令和7年度 (目標)	担当		
(1)安心して暮	(1)安心して暮らし続けられる環境づくり					
ひきこもり家族 教室	家族教室の周知	SNS・チラシ等で 広報活動を展開 している	継続して広報し、 事業を知ってい る市民を増やす	社会福祉協議会		
障がいのある人 の社会参加	市役所全体での障が い者就労施設等から の物品等の前年度調 達額	5,504,498 円 ※前年度調達額更新	前年度調達額更新	障がい福祉課		
(2)日常生活を	支える支援の充実					
介護予防拠点 活動支援事業	健康状態が良いと感 じている高齢者 (65 歳以上) の割合	79.70%	75%以上	高齢福祉課		
生活困窮者 自立相談支援 事業	新規相談者数のうち、 支援プランの作成件数	37.0%	40.0%	地域福祉課		
(3)災害時の支えあいの仕組みづくり						
災害ボランティ アセンター事業	災害ボランティア 登録者数	登録者数58人と 3団体	個人・団体登録数 の増加	社会福祉協議会		
災害時要配慮 者支援	個別避難計画の作成 件数	42 件	300件	地域福祉課		

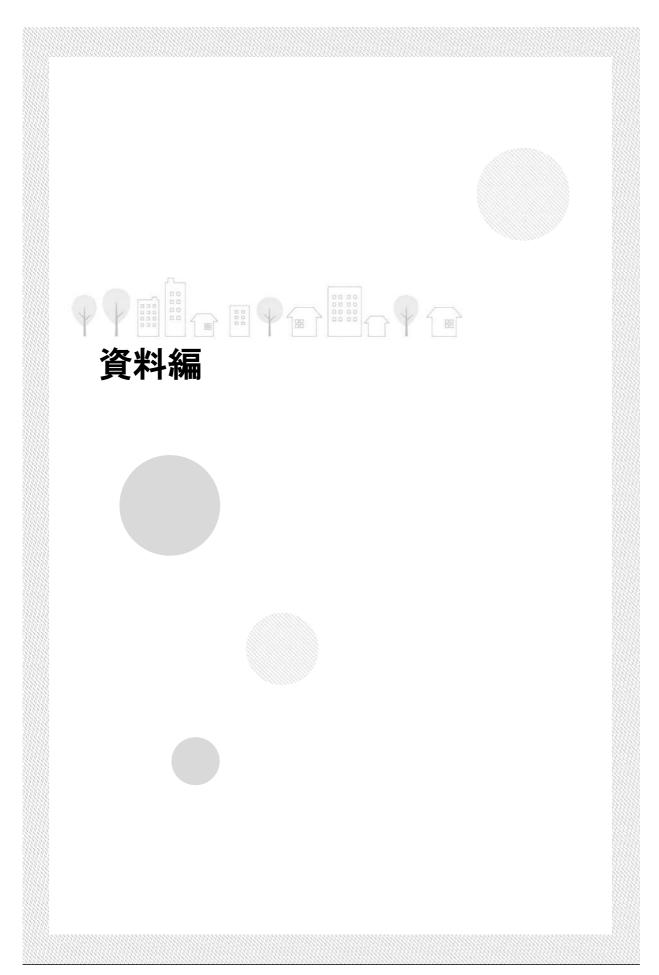
基本目標2 つながりによる福祉の基盤づくり

事業名	成果指標	令和元年度 (現状)	令和7年度 (目標)	担当	
(1)市民参加による地域福祉の推進					
福祉コミュニティ 推進事業	地域のふれあい サロンの充実	登録団体数: 91 団体	登録団体数の 増加	社会福祉協議会	
民生委員·児童 委員活動への 助成·支援	民生委員・児童委員 支援窓口の充実	- (令和2年度か ら実施のため)	支援窓口の周知と支援件数の増加	地域福祉課	
(2)ボランティア・市民活動の推進					
社会福祉協議会ボランティアセンター	ボランティア活動 団体の増加	登録団体数: 32 団体	ボランティア 団体の増加	社会福祉協議会	

(3)新たな担い手の育成				
生涯学習機会の提供	生涯学習事業(三大シンボル講座(コレージュ・ド・カメオカ、生涯学習市民大学、丹波学トーク))への参加者数	参加者数: 3,913人	参加者数: 4,300人	市民力推進課
ファミリー・サポート・センター 事業(相互援助活動事業)	「おねがい会員」、 「まかせて会員」によ る地域の子育て家庭 の支援の継続	協力会員数: 1,101人	会員充足	社会福祉協議会

基本目標3 地域課題を解決する支援体制づくり

事業名	成果指標	令和元年度 (現状)	令和7年度 (目標)	担当		
(1)包括的·重原	(1)包括的・重層的支援体制の構築					
関係機関との ネットワーク 体制の強化	関係機関との連携強 化のための連携会議 及び勉強会の実施回 数	年4回	年5回	地域福祉課		
庁内連携体制 の強化	庁内連携体制の強化 のための連携会議及 び勉強会の実施回数	年1回	年2回	地域福祉課		
(2)相談窓口機	幾能の充実					
福祉なんでも 相談窓口	相談対応の充実	- (令和2年度か ら実施のため)	相談対応回数 延べ 400 件	地域福祉課		
福祉・生活 課題解消支援 事業福祉総合 相談窓口	相談対応の充実	相談件数:57件 対応回数:80回	対応回数の増加	社会福祉協議会		
(3)権利擁護体制の充実						
福祉サービス 利用援助事業 (地域福祉権利 擁護事業)	利用者のニーズに対応 した支援体制の充実	待機者をなくす ことができた	待機者がいない 状態を継続する	社会福祉協議会		



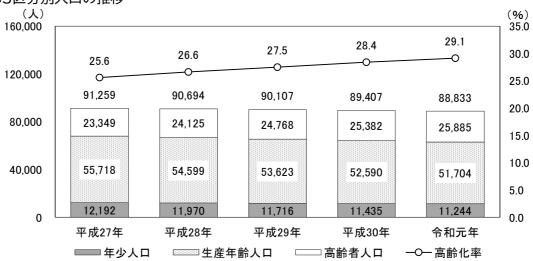
1 基礎資料

(1)人口状況

年齢3区分別人口についてみると、年少人口と生産年齢人口が減少を続けているのに対し、 高齢者人口は増加を続けています。

高齢化率は年々上昇しており、令和元年には29.1%となっています。

◆年齢3区分別人口の推移



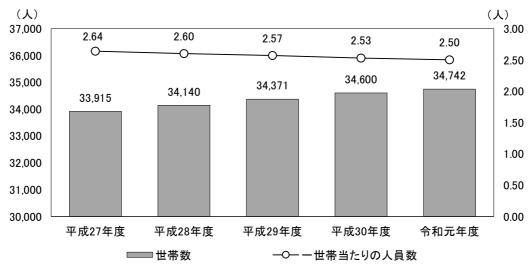
資料:住民基本台帳(各年4月1日時点)

(2)世帯の状況

世帯数についてみると、世帯数は年々増加を続けており、平成27年の33,915世帯から令和元年度では34,742世帯となっています。

一世帯当たりの人員数をみると、世帯数が増加していることに対して、人員数は減少して おり、核家族化が進んでいると考えられます。

◆世帯数、一世帯当たりの人員数の推移



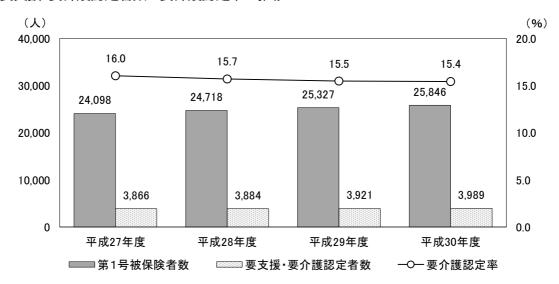
資料: 亀岡市統計書

(3)要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数と要介護認定率の推移についてみると、要支援・要介護認定者数は平成27年度以降増加を続けており、平成30年度には3,989人となっています。要介護認定率は平成27年度以降低下しており、平成30年度には15.4%となっています。

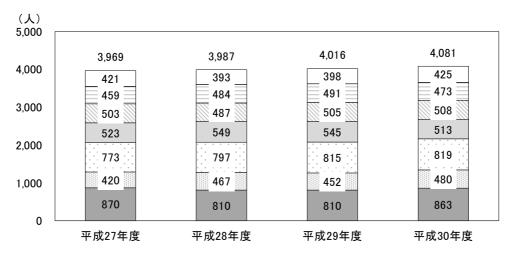
要支援・要介護度別認定者数(第2号被保険者含む)の推移についてみると、平成27年度以降増加を続けており、平成30年度には4,081人となっています。

◆要支援・要介護認定者数と要介護認定率の推移



資料:介護保険事業状況報告(各年度末)

◆要支援・要介護度別認定者数(第2号被保険者含む)の推移



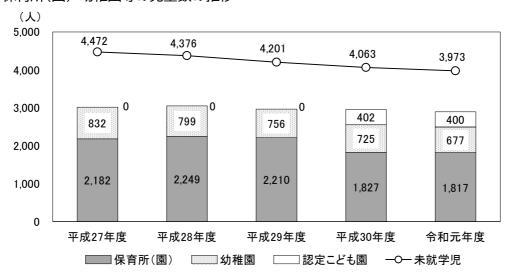
■ 要支援1 圖 要支援2 □ 要介護1 □ 要介護2 □ 要介護3 □ 要介護4 □ 要介護5

資料:介護保険事業状況報告(各年度末)

(4)未就学児の状況

保育所(園)・幼稚園等の児童数の推移についてみると、保育所(園)・<mark>認定こども園</mark>の児童数は、平成27年度から平成28年度にかけて増加しましたが、平成29年度以降ほぼ横ばいに推移しており、令和元年度には2,217人となっています。幼稚園の児童数は、平成27年度以降減少を続けており、令和元年度には677人となっています。

◆保育所(園)・幼稚園等の児童数の推移

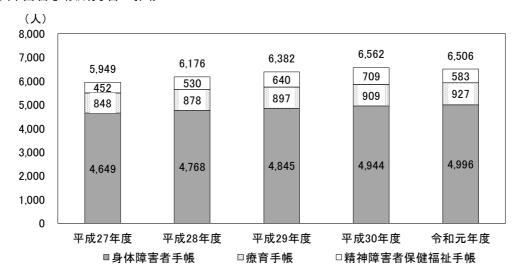


資料:第2期亀岡市子ども・子育て支援事業計画

(5)障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数の推移についてみると、平成27年度から平成30年度にかけて増加していましたが、令和元年度ではわずかに減少しています。また、令和元年度の障害者手帳所持者は、身体障害者手帳所持者が4,996人、療育手帳所持者が927人、精神障害者保健福祉手帳所持者が583人となっています。

◆障害者手帳所持者の推移



資料: 亀岡市の福祉(各年度3月末時点)

(6)生活困窮者に関連する状況

被保護世帯数・人員数についてみると、平成 27 年度以降減少を続けており、令和元年度 の被保護世帯数は 609 世帯、被保護人員数は 857 人となっています。

生活困窮者自立相談支援機関での相談件数についてみると、いずれの年度においても 65 歳以上の相談件数が最も多くなっています。

生活福祉貸付件数についてみると、平成27年度以降増減を繰り返しながら推移しており、 令和元年度は41件となっています。

◆被保護世帯数・人員数の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
被保護世帯数 (世帯)	719	699	677	642	609
被保護人員数 (人)	1,154	1,082	1,006	938	857
保護率(%)	12.9	12.2	11.2	10.6	9.6

資料: 亀岡市地域福祉課提供

◆生活困窮者自立相談支援機関での相談件数

(件)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
10代	0	1	0	0	1
20代	12	9	12	2	9
30代	23	11	17	7	11
40代	19	26	34	19	24
50代	25	14	23	19	35
60~64 歳	18	16	10	7	12
65 歳以上	44	48	56	45	40
不明	0	0	0	0	2
計	141	125	152	99	134

資料: 亀岡市地域福祉課提供

◆生活福祉貸付件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
貸付(件)	54	34	50	46	41

(7)ボランティアの状況

登録ボランティア数の推移についてみると、個人のボランティア登録数は減少傾向にあり、令和2年度には14人となっています。団体のボランティア登録数は平成27年度以降増加を続けており、令和2年度の団体数は34団体、会員数は448人となっています。

◆ボランティア数の推移

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
個人	人数	28	24	19	13	18	14
田丛	団体数	22	23	26	28	31	34
団体	会員数	384	385	395	395	441	448

資料: 亀岡市地域福祉課提供

(8)民生委員・児童委員の活動状況

民生委員・児童委員についてみると、令和2年度では199人となっています。地区別では中部地区が最も多く、令和2年度では40人となっています。民生委員・児童委員の活動状況についてみると、相談・支援件数、活動件数において減少傾向となっています。

◆民生委員・児童委員の人数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
民生委員·児童委員	197	198	198	198	199	199
うち主任児童委員	18	18	18	18	18	18

◆民生委員・児童委員の人数(地区別の状況)

地区別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
亀岡地区	37	37	37	37	37	37
(うち主任児童委員)	2	2	2	2	2	2
南部地区	23	23	23	23	23	23
(うち主任児童委員)	3	3	3	3	3	3
西部地区	21	21	21	21	21	21
(うち主任児童委員)	3	3	3	3	3	3
中部地区	39	39	39	39	40	40
(うち主任児童委員)	4	4	4	4	4	4
川東地区	24	24	24	24	24	24
(うち主任児童委員)	2	2	2	2	2	2
篠地区	31	32	32	32	32	32
(うち主任児童委員)	2	2	2	2	2	2
つつじケ丘地区	22	22	22	22	22	22
(うち主任児童委員)	2	2	2	2	2	2

◆民生委員・児童委員の活動状況

,,,,		主女只如到你们	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
		在宅福祉	351	189	151
		介護保険	137	103	115
		健康·保健医療	240	179	190
		子育て・母子保健	251	200	148
		子どもの地域生活	238	217	223
		子どもの教育・学校生活	197	143	160
相	内	生活費	147	135	110
談	容	年金·保険	42	14	16
•	別	仕事	52	53	51
支		家族関係	160	90	133
援 件		住居	156	90	66
数		生活環境	193	192	139
		日常的な支援	1,539	1,873	1,688
件		その他	857	926	712
		計	4,560	4,404	3,902
		高齢者に関すること	2,650	2,906	2,449
	分	障がい者に関すること	253	245	244
	野	子どもに関すること	920	783	745
5	別	その他	737	470	464
		計	4,560	4,404	3,902
		調査·実態把握	3,827	3,390	3,187
7.0	/!	行事・事業・会議への参加・協力	6,582	5,798	5,524
その 活動件		地域福祉活動·自主活動	13,215	12,907	11,438
743711	***************************************	民児協運営·研修	9,647	9,415	9,718
		証明事務	1,057	943	919
(作	‡)	要保護児童の発見の通告・仲介	23	53	29
訪問回	数(同)	訪問·連絡活動	21,753	23,368	22,038
	双(凹)	その他	14,180	13,631	13,332
連絡調	整回数	委員相互	17,535	20,371	20,085
([1)	その他の関係機関	8,727	9,271	8,908
	活	動 日 数(日)	35,196	34,792	34,039

(9)地域福祉活動の状況

自治会加入の状況についてみると、加入世帯数は 28,000 世帯以上で推移しています。 地区社協数についてみると、いずれの年度においても変動はありません。

老人クラブの状況についてみると、クラブ数、会員数ともに減少しており、令和2年度の 会員数は2,195人となっています。

◆自治会加入の状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
自治会数	23	23	23	23	23	23
加入世帯数 (世帯)	28,464	28,373	28,251	28,498	28,470	28,595
加入率(%)	83.9	83.4	82.6	82.9	82.3	82.0

※加入率については、推計世帯数(5年毎の国勢調査の世帯数を基礎として、住民票の移動数を加減する ことにより推計)により算定。

資料: 亀岡市地域福祉課提供

◆地区社協数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
地区	12	12	12	12	12	12

資料: 亀岡市地域福祉課提供

◆老人クラブの状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
老人クラブ数	53	53	52	51	49	49
会員数(人)	2,705	2,663	2,604	2,449	2,305	2,195
60 歳以上人口	30,270	30,704	31,084	31,398	31,738	
加入率(%)	8.9	8.7	8.4	7.8	7.3	

※60歳以上人口は住民基本台帳(各年4月1日現在)

2 地域福祉計画に盛り込むべき事項(抄)

※「ガイドライン」及び「厚生労働省 地域福祉計画策定状況等の調査結果(平成 30 年4月1日時点)」 をもとに作成

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り 組むべき事項
- ●様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を 目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、商 工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交 通、都市計画等)との連携に関する事項
- ●高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野のう ち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ●制度の狭間の課題への対応の在り方
- ●生活困窮者のような各分野横断的に関係する人に対応できる体制
- ●共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の 展開
- ●居住に課題を抱える人への横断的な支援の在り方
- ●就労に困難を抱える人への横断的な支援の在り方
- ●自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り 方
- ●市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

- ●高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な 対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が 抱えている課題にも着目した支援の在り方
- ●保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者 等への社会復帰支援の在り方
- ●地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ●地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決 に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏 域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域と の関係の整理
- ●地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への 関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取り組みの推進
- ●地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ●全庁的な体制整備
- ●その他

②地域における福祉サービスの 適切な利用の促進に関する事 項

- ●福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携
- ●社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備
- ●サービスの評価やサービス内容の開 示等による利用者の適切なサービス 選択の確保
- ●成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備
- ●避難行動要支援者の把握及び日常 的な見守り・支援の推進方策

⑤包括的な支援体制の整備に 関する事項

- ●「住民に身近な圏域」において、住 民が主体的に地域生活課題を把 握し解決を試みることができる環 境の整備〔社会福祉法第106条の 3第1項第1号に規定する事業〕
- ●「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備〔社会福祉法第106条の3第1項第2号に規定する事業〕
- ●多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築 〔社会福祉法第106条の3第1項 第3号に規定する事業〕

③地域における社会福祉を 目的とする事業の健全な 発達に関する事項

- ●民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援
- ●社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」の推進
- ●福祉、保健、医療と生活に関する 他分野との連携方策

④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- ●活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援
- ●地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携
- ●地域住民、サービス利用者の自立
- ●地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上
- ●住民等の交流会、勉強会等の開催、福祉教育の推進
- ●福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮
- ●民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備

3 亀岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成16年7月1日

告示第 129 号

改正 平成 22 年 4 月 1 日告示第 58 号

平成 25 年 3 月 29 日告示第 35 号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、市民、福祉活動者、福祉事業者等との共働により、地域福祉の推進を図ることを目的とした亀岡市地域福祉計画を策定するため、亀岡市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

第2条 委員会は、地域福祉計画の策定に関する事項について、調査、研究等を行い、市長に提言する ものとする。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、有識者、福祉活動者、福祉事業者、地域活動団体、その他市民のうちから市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉計画の策定が完了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において行う。

(平22告示58・平25告示35・一部改正)

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則(平成22年告示第58号)

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則(平成25年告示第35号)

この告示は、平成25年4月1日から実施する。

4 亀岡市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

代表分野	委員名	所属団体名等
	◎簡崎 祐司	佛教大学
学識経験者	三宅 基子	京都先端科学大学
	ままき よしこ 青木 好子	京都先端科学大学
	でまもと たかし 〇山本 隆志	亀岡市自治会連合会
	* ^{*っい} 松井 やす子	亀岡市民生委員児童委員協議会
	いずた とうきちろう 伊豆田 藤吉郎	亀岡市老人クラブ連合会
市民代表者	さかい ただしげ 酒井 忠繁	亀岡市身体障害者福祉協会
	ゃ ぎ たっぉ 八木 辰夫	亀岡市青少年育成地域活動協議会
	大石 都夫	市民公募委員
	でぐら、ひろこ出藏・裕子	市民公募委員
行礼事業者	たけおか けいこ 竹岡 惠子	亀岡市社会福祉協議会
福祉事業者	やまうち くにひこ 山内 邦彦	亀岡市ケアマネジャー連絡会
运动 活動字	ほそかわっ けいこ 細川 景子	亀岡市社会福祉施設協議会
福祉活動者	西村 隆美	亀岡ボランティア連絡協議会
行政機関	やまもと あきら 山本 明	京都府南丹保健所

[※]順不同

^{※◎}は委員長、○は副委員長

第3期亀岡市地域福祉計画

発行年月: 令和3年 3月

発行: 亀岡市 健康福祉部 地域福祉課

〒621−8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

TEL 0771-25-5029

FAX 0771-24-3070